

令和5年4月25日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 (6件)

- (1) 定期監査の実施計画について
- (2) 定期監査の結果について
- (3) 令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱の改正について
- (4) 草津市文化財保存事業補助金交付要綱の改正について
- (5) 草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (6) 寄付の受け入れ報告について

令和5年度 監査計画

1 監査の基本方針

わが国の経済について、景気の現状を示す直近の基調判断（令和5年3月）は「景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とし、先行きについては、「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされており、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても厳しい状況が続いている。

本市の財政状況については、財政運営計画において財政収支見通しとして令和5年度から7年度の3年間で約24億円の財源不足になると見込んでいる。また、令和5年度当初予算を見ると、歳入の根幹をなす市税収入については、給与所得の増加や企業業績の回復等を背景に個人市民税、法人市民税を含め市税全体で増収が見込まれているものの、一般会計および7つの特別会計を合計した予算規模は過去2番目の額となり、市を取り巻く行財政環境は厳しい状況にあることには変わらない。こうした中、「第6次草津市総合計画」に掲げる『ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ 健幸創造都市 草津』の実現に向けて、厳しい財政状況下ではあるものの、収支の均衡を図りながら着実に事業を推進することが求められている。

令和5年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、草津市監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から、「法令を遵守しているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織および運営の合理化に努めているか」、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」という基本的な視点から、次の内容を踏まえて監査を実施する。

なお、内部統制に依拠した監査を実施することと併せ、リスクが高い事務事業に監査資源を配分することにより監査機能の充実を図る。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合规性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意して監査を行う。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最少の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness) という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。

(5) 監査結果や改善措置の状況について公表する。

2 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、現年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

各施設への書面監査では、原則として監査委員による訪問はないが、事務局員による事前調査は実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるときに実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、必要と認めるときに実施する。なお、技術的な監査を充実させるため技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が法令に適合し、正確で合理的かつ効率的に行われているかについて、必要があると認めるときに実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認めるときに実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体や公の施設を管理させている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて実施する。

なお、対象年度については、現年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が正確に行われているか検査する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正であるか審査する。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度方針を定めて実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「令和5年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し、市ホームページに公表する。公表回数は、基本として年4回とするが、その他必要に応じて随時公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第199条第14項）

特に、勧告に基づいた措置を講じた旨の報告が行われない場合は、必要に応じて再度勧告を行う場合がある。

令和5年度 監査等実施計画表

月	定期監査対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の監査	決算審査 健全化法 審査	例月 出納 検査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども未来部	(書面監査) 第四保育所、志津こども園、 山田こども園、笠縫こども園、 志津小学校、草津小学校、老上西小学校、 玉川小学校、笠縫東小学校、 草津中学校、新堂中学校					25日 (火)
5	教育委員会						
	総合政策部			経営戦略課			
6	総合政策部 まちづくり協働部 上下水道部	職員課 生活安心課 北山田浄水場				↑ 営業計 公企会 一般別計 特会 ↓	7月 3日 (月)
7	都市計画部	都市計画課 建築政策課 公共建築課					25日 (火)
8	総務部 まちづくり協働部		納税課 財政課		行政監査 (まちづくり協働課)		25日 (金)
9	環境経済部 健康福祉部		環境政策課 資源循環推進課 温暖化対策室	健康福祉政策課 健康増進課 保険年金課			25日 (月)
10							25日 (水)
11	建設部		道路課 公園緑地課 プール整備事業推進室				27日 (月)
12	教育委員会		教育総務課 教育研究所 児童生徒支援課				27日 (水)
1	子ども未来部			子ども家庭・若者課 子育て相談センター			25日 (木)
2	都市計画部 子ども未来部				財政援助団体等監査 【出資団体】 (都市地域戦略課) 【指定管理】 (子ども・若者政策課)		27日 (火)
3							28日 (木)

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和5年3月28日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 中島 美 徳

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
教育委員会	スポーツ推進課 生涯学習課 学校給食センター 学校教育課 図書館
上下水道部	上下水道施設課
建設部	土木管理課 住宅課 草津川跡地整備課

(2) 監査の時期 令和4年12月20日から令和5年2月21日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和3年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：スポーツ推進課

重点項目
<ul style="list-style-type: none">・スポーツ推進費のうち各種大会出場者激励金・市民スポーツ大会推進費のうち各種大会補助金・市民スポーツ団体活動支援費のうちスポーツ協会事業費補助金
意見
① 職員の時間外勤務について、平日の時間外はもちろん、数多くあるスポーツイベントのための休日勤務もあり、職員のほとんどが非常に多い時間外勤務をされており、心身の健康が大変憂慮される状態である。執行体制は、スポーツ大会推進室の職員を兼務にするなど工夫もみられるが、関係団体の理解や協力を得ながら、業務やイベントのスリム化を早急に検討され、職員の負担軽減を図られたい。

●監査対象：生涯学習課

重点項目
<ul style="list-style-type: none">・地域協働合校推進費・青少年教育費のうち成人式開催費および青年国際交流事業費
意見・指摘事項
① 草津市準公金取扱要領第4条第4項において、「準公金管理者は、管理する準公金について、適正に会計処理されているかを月1回以上確認しなければならない。」とされており、確認時には、通帳残高と実際の残高が一致するようにしっかり確認されたい。また、資金前渡の必要がある場合は、適正な手続きをされ、確実に管理されたい。

●監査対象：学校給食センター

重点項目
・学校給食センター特別会計・管理運営費のうち中学校給食材料購入費および中学校給食センター管理運営費
意見・指摘事項
<p>① 賄材料の納入業者に代金請求用紙を販売しているが、販売代金の収納に関し、草津市出納員規則に該当する「委任する事務」がないため、現行の販売業務では、速やかに草津市出納員規則の改正が必要であるが、購入者の需要量や費用対効果、支払事務の効率化、本年10月から始まる予定のインボイス制度、さらに今後のDXの進展などに鑑み、代金請求用紙販売の廃止も含め、抜本的な対策を講じられたい。</p> <p>② 生ごみ処理機から生じる堆肥の売却代金について、点検（購入）業者が年度末に一括で納付されるほうが事務的にも、経済的にも合理性があるのであれば、契約条項を改める必要がある。さらに、第二学校給食センターの同様の業務では手数料と相殺しており、両センターで連携して最適な処理方法を検討のうえ改善されたい。</p> <p>③ 学校給食賄材料費にかかる収入調定事務は、滞りなく適切な時期に行われたい。なお、欠食などで減額が生じたときは、調定更正を行うなど適切に収入調定事務を行われたい。</p>

●監査対象：学校教育課

重点項目
<p>・小学校就学援助費のうち児童就学援助費および小学校特別支援教育就学奨励費</p> <p>・中学校就学援助費のうち生徒就学援助費および中学校特別支援教育就学奨励費</p>
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：図書館

重点項目
・管理運営費のうち図書館施設管理費および図書館運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：上下水道施設課

重点項目
・配水管移設事業費 ・配水管更新事業費 ・配水管整備事業費 ・路面復旧費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：土木管理課

重点項目
・道路管理費のうち道路台帳整備費 ・地籍調査費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：住宅課

重点項目
・住宅譲渡推進費のうち改良住宅譲渡推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：草津川跡地整備課

重点項目
・草津川跡地整備費
意見・指摘事項
特になし

令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業
補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付
要綱（令和5年草津市告示第9号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年6月30日」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市文化財保存事業補助金交付要綱(昭和59年草津市告示第88号)の一部を次のように改正する。

別表建造物保存修理の項中「国庫補助残の1/3以内」を「国庫補助残の1/3以内(ただし、市が管理団体となっている国史跡指定地内に存する国指定建造物に係る事業の場合は、国庫補助残の2/3以内とし、寄付金等の収入を控除する。)」に改め、同表に次のように加える。

ユネスコ無形文化遺産保存振興	ユネスコ無形文化遺産の登録に係る活動等	—	10/10以内
----------------	---------------------	---	---------

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱の一部を改正する要綱
草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱（平成26年草津市告示第126号）の一
部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 草津宿場まつり実行委員会が、その行事に参加する者を入館させる場合 全額
付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
プリンター	1	22,990	22,990	草津市矢倉2丁目5-21	令和5年	矢倉こども園
絵本	2		2,970	草津市立矢倉こども園PTA	2月1日・14日	
小計			25,960			
たのしいジャンプ	1	50,000	50,000	草津市南山田町672-2 草津市立山田こども園PTA	令和5年 3月16日	山田こども園
小計			50,000			
大型絵本「ぐりとぐら」	1	9,460	9,460	草津市志那中町278 常盤こども園PTA	令和5年 2月2日	常盤こども園
小計			9,460			
デジタルカメラ	2	30,000	60,000	草津市志那中町111-1 人と地域が輝く常盤協議会	令和5年 3月2日	常盤こども園
小計			60,000			
デジタルコンパクトカメラ	4	19,975	79,900	草津市平井三丁目8-2	令和5年	笠縫東こども園
自立式スクリーン	1	39,479	39,479	笠縫東こども園PTA	3月15日	
CDラジオ	1	4,300	4,300			
小計			123,679			
合計			269,099			

